

## 判決のご報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟  
原告 弁護 団 一 同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊（五十音順）の7名は、書籍スキャン事業者7社及び代表者個人を被告として、著作者の許諾なきスキャン事業が著作権侵害にあたることを理由に、著作権侵害行為の差し止め等を求める訴えを2012年11月27日、東京地裁に提起しました。この訴訟については、2013年9月に被告のうち2社及び代表者、同年10月に被告のうち4社及び代表者について第一審判決が言い渡され、原告の全面勝訴となりました。

その後、被告のうち控訴をしなかったもの、控訴を取り下げたものを除く1社及び代表者（有限会社ドライバレッジジャパン サービス名：スキヤポン／代表者：長屋好則）について、知的財産高等裁判所（知財高裁）での審理が行われておりました。

本日、知財高裁で控訴棄却の判決が言い渡され、第一審判決に続き、原告（控訴審では被控訴人）の全面勝訴となりました。これにより、今般の一連の訴訟は控訴審も終了となります。

なお当初2012年11月の訴えの概要及び訴訟提起に至る経緯の詳細については、同月27日付けプレスリリースを、第一審判決については2013年9月30日付け及び同年10月30日付けプレスリリースを、それぞれご参照下さい。

### <原告弁護団一同のコメント>

「本日の控訴審判決では、第一審判決と同じく、原告（控訴審では被控訴人）による差し止め請求及び損害賠償請求が、いずれも認められ、原告の全面勝訴の結論が維持されました。無許諾の書籍スキャン事業は違法であり、事業には権利者の許諾と公正なルールの遵守が必要となる旨、第一審判決に続き、知財高裁での本判決においても明確に示されたことには大きな意義があると考えます。」

## 〈本件の経緯と補足〉

過去のプレスリリースにも記載した通り、「自炊代行」と称する書籍のスキャン事業は、2010年以後急速に増加しました。こうした事業は現行法の「私的複製」の例外規定では到底許容されず、著作権者の許諾が必要であるとの見解が有力でしたが、現実には無許諾で行われており、そのため著者や出版社の希望や危惧を全く顧慮しないサービス内容のものが少なくありません。

一例として、業者の中には裁断本をユーザーに返還するものや、使い回された裁断本からのスキャンを受注するものも多く、現にネット上における裁断本の買い取り・販売は後を絶ちません。現在、ヤフーオークションだけでも約3,000件が出品されています。この場合、「購入された1冊の書籍が1つの電子データに変換されただけ」とは到底言えず、実態においては無許諾の電子書籍を廉価で入手する手段として、裁断本の転売とスキャン事業が利用されることとなります。

また、大規模スキャン事業により、複製防止処置（いわゆるDRM）が施されていない電子ファイルが個人では到底不可能な規模で生成されることへの危惧も、従前のプレスリリースに述べたとおりです。ほとんどの事業者は、発注者によるデータの悪用を防止する措置を何らとっておらず、その点に関心も示していません。

こうした危惧から、122名の著名な作家・漫画家が許諾しない作品の受注スキャンを停止するよう事業者へ質問及び通知し（2011年9月5日付及び同年10月17日付）、同年12月にはこれに応じない2事業者を今回の原告7名が提訴しました。その結果、2事業者とも解散ないし請求を認諾するなどして、スキャン事業を取り止めました。

しかるに、今回の被告のうち有限会社ドライバレッジジャパンは、上記質問書に対して「当該122名の作品のスキャンはしない」旨を明言していました。にもかかわらず、同社は訴訟提起の数ヶ月前に原告作品の受注スキャンを行い、裁断本の返却にも応じていた事実を、原告は把握しておりました。

このように質問を無視し、あまつさえ虚偽の説明をおこなう業者には、著作者らの許諾と理解を得て公正なルールのもとでスキャン事業を遂行する意思など毛頭ないと判断せざるを得ません。

第一審の東京地裁判決に続いて、知財高裁における本判決でも、書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨、明確に示されました。スキャン事業者はこれを重く受け止め、著作者の同意を得られないスキャン事業を直ちに止めるとともに、著作者も納得できる公正なルール作りを真剣に検討することを、あらためて求めたいと考えます。

以上

2012年11月27日

書籍スキャン事業者への提訴のご報告

本日、下記の作家7名が、スキャン事業者7社及び代表者個人に対して著作権侵害差し止めを求める訴えを東京地方裁判所に提起しましたので、ご報告いたします。

1. 訴えの概要

原告：浅田次郎／大沢在昌／永井豪／林真理子／東野圭吾／弘兼憲史／武論尊

(五十音順)

被告： 「ブックコピー」 (神奈川県相模原市所在)  
「Scan Agent」 (東京都大田区所在)  
「00paper.com」 (東京都港区所在)  
「PDFBOOKS」 (東京都新宿区所在)  
「ヒルズスキャン24」 (東京都港区所在)  
「電子書籍化ドットコム」 (東京都江戸川区所在)  
「スキャポン」 (東京都葛飾区所在)

上記7事業者及びその代表者個人

請求の趣旨(要旨)

- 1 被告による、原告の作品が印刷された書籍の電子的複製の差止
- 2 不法行為による損害賠償

法的根拠

被告各事業者は、不特定多数の利用者から注文を受け、不特定多数の書籍をスキャンして電子ファイルを作成し、利用者に納品する事業を行っているものです。このような行為をその書籍の著作権者の許諾なく行うことは、著作権法21条の複製権の侵害にあたります。

平成23年9月、原告らはスキャン事業者に宛て、自己の作品の書籍をスキャンして電子ファイルを作成することを許諾しない旨を明確に伝えるとともに質問書を送りました。これに対して、被告7社のうち4社は何ら回答せず、1社は「今後も引き続き、原告らの作品について注文があった場合はスキャン及び電子ファイル化を行う」旨回答し、2社は「原告らの作品についてスキャンしない」旨回答しました。そして現実には、被告7社は全てその後も営業を継続し、原告作品の書籍も現実に受注スキャンしています。

従って、被告各事業者は、今後も、原告らの著作権を侵害するおそれが高いため、著作権法112条1項に基づいてその差し止めの請求をし、損害の賠償を求めるものです。

(なお、ユーザー自身が個人的な目的で書籍をスキャンする、いわゆる「自炊」は、著作権法上の「私的複製」として認められていますが(著作権法30条1項)、業者

が（まして大規模に）ユーザーの発注を募ってスキャンをおこなう事業は私的複製には到底該当せず、複製権の侵害となります。）

## 2. 本件の経緯

スキャン事業者は、平成22年初頭には数社にすぎませんでしたが、23年9月には約100社になるほど、爆発的に増加しました。上記のように原告7名を含む、日本を代表する作家・漫画家122名及び出版社7社は、23年9月5日、これら事業者に対してスキャン(複製)を許諾しない旨を明確に通知するとともに、今後も、当該作家の作品をスキャン事業の対象にするかどうか等について質問いたしました。また同年10月17日には、当該作家の作品について、スキャン事業を行うことは著作権侵害となる旨を告げた上で、今後、通知人作家の作品について、依頼があってもスキャン事業を行わないよう警告文を送付しました。

さらに、同年12月、今回と同じ原告作家7名は、「今後も引き続き、原告らの作品について注文があった場合は、スキャン及び電子ファイル化を行う」旨回答した有限会社愛宕及びスキャン×BANK株式会社に対して、スキャン事業の差し止めを求める訴えを提起、本年4月、裁判は、被告会社の解散と請求の認諾によりそれぞれ終了しました。

こうして、著作権者の許諾を得ないスキャン事業の違法性は以前より広く認識され、事業者のうち40社近くが閉鎖またはサービスを変更しています。しかし、今回の被告7社は、問題を十分承知できる立場にもかかわらず、依然として広く顧客を募り、スキャン事業を継続しています。うち2社は「原告らの作品についてスキャンしない」と回答しながら実際には原告作品を受注スキャンするなど、極めて悪質です。そのため、被告らによる著作権侵害のおそれを解消するには、裁判による判決を得る以外の方法がないとの結論に達しました。

## 3. スキャン事業による権利侵害の重大性

今、電子書籍市場は、「出版デジタル機構」の設立や内外の大規模配信事業者の参入により、一層の拡大基調にあります。作家・出版社の本格的な取り組みにより、さらに多くの作品が電子書籍化され、ラインナップが急速に充実しつつある現在、無許諾の事業者により書籍の電子ファイルが無秩序に、そして大量に作成されることには、大きな懸念を抱かざるを得ません。

言うまでもなく、スキャン事業者により大量に作成される電子ファイルは、通常、複製防止処置等（いわゆるDRM）が施されておらず、誰もが自由に複製することが可能です。そのため、電子ファイルは、友人同士で転々とコピーされたり、違法なインターネットサイトへのアップロードやファイル交換ソフト等により一気に拡散したりする危険性があります。「リーチサイト」といわれる追跡が困難な海賊版サイトが蔓延する中、このようなファイルが、本来の私的複製では到底困難な規模と分量で不特定多数の依頼者に提供される事態を、著作権者および出版社は看過できません（なお、スキャン事業者は、電子ファイルの用途が実際に個人利用に留まるのかを確認する実効的な措置を何らとっていません）。

現に、インターネット上では、裁断本の買い取り・販売が後を絶たず、現在、ヤフーオークションだけでもおよそ 2000 件が出品されているなど、確実に増加しています。一部スキャン事業者が主張する、「1冊の本が1つの電子ファイルに変わっただけ。ファイル変換に過ぎない」という論は到底成り立たず、ファイルが制限なしで増殖し得る状態なのです。

前回の裁判でも、事態を放置すれば、無秩序な事業者の参入が進み、作家・出版社が書籍の収益をもとに更なる新たな創作をおこなっていくという「創造のサイクル」が大きく害され、出版文化が衰退する危険性を主張いたしました。こうした取り組みの結果、スキャン事業者は、前述のように閉鎖、またはサービスを変更したところも少なくありませんが、本年に入っても新規参入がなお20社以上確認されています。作品を生み出した関係者のあずかり知らないところで、創意と工夫の結実である書籍等をスキャンすることにより利益を得ようとする不法な事業者が後を絶たないことに、非常に憂慮を覚えます。

今回は、現行の無許諾でのスキャン事業が著作権侵害にあたる、との確たる判決を求めて、事業者の中でも特に悪質と考えられる7事業者とその代表者個人について訴えを提起するに至りました。日本の出版文化の持続のため、裁判を通じて、電子書籍時代の著作物の利用と流通のルールを真摯に考える気運が盛り上がることを期待しています。

以上

違法スキャン対策出版社連絡会

角川書店

講談社

光文社

集英社

小学館

新潮社

文藝春秋

判決のご報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟  
原告 弁 護 団 一 同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊の7名は、書籍スキャン事業者7社及び代表者個人を被告として、著作権者の許諾なき大規模スキャン事業が著作権侵害にあたることを理由として、著作権侵害行為の差止め等を求める訴えを、2012年11月27日に提起しておりました。訴えの概要及び訴訟提起に至る経緯の詳細については、同日付けプレスリリース（別紙）をご参照下さい。

本日、被告のうち以下の2社及びその代表者について、判決が言渡されました。

- ・株式会社サンドリーム／代表者：中西秀忠（サービス名：ヒルズスキャン24）
- ・有限会社ドライバレッジジャパン／代表者：長屋好則（サービス名：スキャポン）

なお、他の被告のうち1社（株式会社Multi Cast／代表者 針谷成哉／サービス名：電子書籍化ドットコム）については、被告が謝罪し原告の請求を認めたこと（請求認諾）により、原告の实质勝訴にて終了しております。

また、残る4社については2013年10月30日に判決が予定されています。

<原告弁護団一同のコメント>

「本日の判決では、原告による差止めの請求及び損害賠償請求が、いずれも認められ、原告の全面勝訴となりました。

無許諾の書籍スキャン事業は違法であり、事業には権利者の許諾と公正なルールへの遵守が必要となる旨、本判決により明確に示されたことには大きな意義があると考えます。」

## 〈本件の経緯と補足〉

過去のプレスリリースにも記載した通り、「自炊代行」と称する書籍の大規模スキャン事業は、平成22年以後急速に増加し、1年数ヶ月で約100社を数えるまでになりました。こうした事業は現行法の「私的複製」の例外では到底許容され得ず、著作権者の許諾が必要であるとの見解が有力でしたが、現実には無許諾で行われており、そのため著者や出版社の希望や危惧を全く顧慮しないサービス内容のものが少なくありません。

一例として、業者の中には裁断本をユーザーに返還する者や、使い回された裁断本からのスキャンを受注する者も多く、現にネット上における裁断本の買取・販売は拡大を続けています。提訴時のプレスリリースでも、ヤフーオークションだけで約2,000件が出品されている事実を指摘しておりますが、現在はこれを上回る出品数となっています。この場合、「購入された1冊の書籍が1つの電子データに変換されただけ」とは到底言えず、実態においては無許諾の電子書籍を廉価で入手する手段として、裁断本の転売と大規模スキャン事業が利用されることとなります。

また、大規模スキャン事業により、複製防止処置（いわゆるDRM）が施されていない電子ファイルが個人では到底不可能な規模で生成されることへの危惧も、従前のプレスリリースに述べたとおりです。残念ながらほとんどの事業者は、発注者によるデータの悪用を防止する措置を何らとっておらず、その点に関心も示していません。

こうした危惧から、122名の著名な作家・漫画家が許諾しない作品の受注スキャンを停止するよう事業者へ質問及び通知し（2011年9月5日付及び同年10月17日付）、同年12月にはこれに応じない2事業者を今回の原告7名が提訴しております。訴訟ではいずれの事業者も、（実質的な反論もなく）解散ないし請求を認諾するなどして、スキャン事業を取り止めています。

しかるに、今回の被告のうち株式会社サンドリームは、前記の質問書・通知書を無視し続け、同有限会社ドライバレッジジャパンは、質問書に対して「当該122名の作品のスキャンはしない」旨を明言していました。にもかかわらず、両社とも、訴訟提起の数ヶ月前に原告作品の受注スキャンを行い、裁断本の返却にも応じていた事実を、原告は把握しています。

このように質問を無視し、あまつさえ虚偽の説明をおこなう業者には、著作者らの許諾と理解を得て公正なルールのもとでスキャン事業を遂行する意思など毛頭ないと判断せざるを得ません。

本判決では、書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨、明確に示されました。従って、関係者はこれを重く受け止め、著作者の同意を得られないスキャン事業は直ちに取り止めるとともに、著作者も納得する公正なルール作りを真剣に検討することを求めたいと考えます。

以上

## 判決のご報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟  
原告 弁 護 団 一 同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊の7名は、書籍スキャン事業者7社及び代表者個人を被告として、著作者の許諾なき大規模スキャン事業が著作権侵害にあたることを理由として、著作権侵害行為の差止め等を求める訴えを、2012年11月27日に提起しておりました。訴えの概要及び訴訟提起に至る経緯の詳細については、同日付けプレスリリース（別紙）をご参照下さい。

本日、被告のうち以下の4社及びその代表者について、判決が言い渡されました。

- ・株式会社ユープランニング／代表者：河野雄峰（サービス名：ブックコピー）
- ・株式会社タイムズ（サービス名：スキャンエージェント）
- ・株式会社ビー・トゥ・システムズ／代表者：須之内浩（サービス名：00paper.com）
- ・有限会社ジャカレ・アセット・マネジメント／代表者：福留明人（サービス名：

PDFBOOKS）

2013年9月30日の判決に続いて、本日の判決でも、原告による差止めの請求及び損害賠償請求が認められ、これで原告が提起していた一連の訴訟の第一審判決は全て原告の全面勝訴となりました。

無許諾の書籍スキャン事業は違法であり、事業には権利者の許諾と公正なルールの遵守が必要となる旨、本判決により明確に示されたことには大きな意義があると考えます。



## 〈本件の経緯と補足〉

過去のプレスリリースにも記載した通り、「自炊代行」と称する書籍の大規模スキャン事業は、平成22年以後急速に増加し、1年数ヶ月で約100社を数えるまでになりました。こうした事業は現行法の「私的複製」の例外では到底許容され得ず、著作権者の許諾が必要であるとの見解が有力でしたが、現実には無許諾で行われており、そのため著者や出版社の希望や危惧を全く顧慮しないサービス内容のものが少なくありません。

一例として、業者の中には裁断本をユーザーに返還する者や、使い回された裁断本からのスキャンを受注する者も多く、現にネット上における裁断本の買取・販売は拡大を続けています。提訴時のプレスリリースでも、ヤフーオークションだけで約2,000件が出品されている事実を指摘しておりますが、現在はこれを上回る出品数となっています。この場合、「購入された1冊の書籍が1つの電子データに変換されただけ」とは到底言えず、実態においては無許諾の電子書籍を廉価で入手する手段として、裁断本の転売と大規模スキャン事業が利用されることとなります。

また、大規模スキャン事業により、複製防止処置（いわゆるDRM）が施されていない電子ファイルが個人では到底不可能な規模で生成されることへの危惧も、従前のプレスリリースに述べたとおりです。残念ながらほとんどの事業者は、発注者によるデータの悪用を防止する措置を何らとっておらず、その点に関心も示していません。

こうした危惧から、122名の著名な作家・漫画家が許諾しない作品の受注スキャンを停止するよう事業者へ質問及び通知し（2011年9月5日付及び同年10月17日付）、同年12月にはこれに応じない2事業者を今回の原告7名が提訴しております。訴訟ではいずれの事業者も、（実質的な反論もなく）解散ないし請求を認諾するなどして、スキャン事業を取り止めています。

しかるに、今回の被告各社は、前記の質問書・通知書が無視し続け、あるいは質問書に対して「当該122名の作品のスキャンはしない」もしくは「検討中」の旨を回答しながら、実際にはウェブサイトにおいてそれらを表明することもなく、原告作品の受注スキャンを継続していました。現に各社とも、訴訟提起の数ヶ月前に原告作品の受注スキャンを行い、裁断本の返却にも応じていた事実を、原告は把握しています。

このように質問を無視し、あまつさえ虚偽の説明をおこなう業者には、著作者らの許諾と理解を得て公正なルールのもとでスキャン事業を遂行する意思など毛頭ないと判断せざるを得ません。

今回の一連の判決では、書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨、明確に示されました。従って、関係者はこれを重く受け止め、著作者の同意を得られないスキャン事業は直ちに止めるとともに、著作者も納得する公正なルール作りを真剣に検討することを求めたいと考えます。

以上